

令和6年3月議会一般質問議事録(抜粋)

中津市議会議員 大塚 正俊



件名	質問要旨
1. し尿汲み取り料金の適正化に向けて	①市直営から許可制に至った経過 ②手数料の改定と徴収実績 ③市が手数料を定めるのは違法では ④し尿汲み取り料金の適正化 ⑤旧下毛と旧中津市の汲み取り料金の是正に向けて
2. 待ったなしの人口減少対策	①人口問題研究所の将来推計人口の分析結果と中津市の課題は ②特別委員会の提言以降の取り組み ③令和6年度当初予算における新規、拡充された予算 ④提言を踏まえた今後の展開

この度の石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

また、被災者の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。

被災地では、相次ぐ余震と寒さの中、不安が募る状況が続いておりますが、皆様の安全と、一日も早い復興を祈念しております。

1. し尿汲み取り料金の適正化に向けて

令和4年2月9日、一般廃棄物し尿収集運搬許可業者(3社)より、業者負担となっている消費税差額分の料金改定と、し尿収集・運搬委託料金の値上げを求める「し尿収集・運搬委託料金の改定」についての要望書が提出されています。

この要望書では、20年以上も実質的な料金改定が実施されず、少子高齢化、人口減少、水洗化率の向上に伴い、し尿収集・運搬事業の縮小、非効率化、人材確保の困難性、さらに昨今の燃料価格をはじめとした物価高騰の影響によって、事業継続が大変厳しくなっていると切実な声が寄せられています。

中津市では、し尿収集運搬業務の全てを許可業者が行っているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や地方自治法の規定により、し尿収集運搬料金を定めることができないはずで、そこで、同料金が公共的な性格を有していることから、安定した収集運搬体制の確保のため、市が許可業者に目安となるし尿収集運搬料金基準額を提示し、許可業者がその基準額を参考にして利用者から受け取る同料金を決定するシステムへの移行を求めるものです。

(1) 市直営から許可制に至った経過

平成4年の旧中津市における市直営から許可制に至った経過について伺います。

【答弁】旧中津市におけるし尿の収集運搬は、平成4年4月から、市内全域を収集運搬の許可を受けた事業者が行っています。それまでは市自らが収集運搬車両を保有し、収集作

業員を雇用して収集する、いわゆる直営方式で収集する区域と許可業者が収集する区域とに分かれていました。

市内全域を許可業者による収集に切り替えた背景としては、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により、し尿の汲み取り件数が減少している状況下にあったことから、清掃行政の効率化を図るという観点、あるいは民間活力を推進しながら一層の住民サービスの向上を図るといった観点があったものと認識しています。

(2) 手数料の改定と徴収実績

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第7条第5項では、許可にあたっての要件として「当該市町村による一般廃棄物の収集及び運搬が困難であること。」等が規定されており、許可は例外的な措置であると捉えるのが一般的です。市が直営から許可制に移行したことで、手数料徴収に疑義が生じてきたと言えます。

①そこで、平成17年市町村合併以降のし尿収集運搬手数料改正の経過と手数料を改定しなかった理由について伺います。

【答弁】平成17年3月の市町村合併以降の手数料についてご説明いたします。

①平成17年3月合併当時、旧中津市82円、旧下毛102.2円(10リットル換算)

②平成26年4月から消費税が5%から8%へ引き上げられたため、旧中津市84円、旧下毛105円(10リットル換算)に改定。

③令和元年10月から消費税が8%から10%へ引き上げられたため、旧中津市85円、旧下毛106.6円(10リットル換算)に改定。

このように、合併以降は、消費税率の改定に伴う手数料改定を行っています。

一般家庭の公共下水道への繋ぎ込みや合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿の汲み取り件数が減少する一方で、合併処理浄化槽汚泥の収集業務が増えることから、事業者の全体の業務量は確保されることなどを勘案して、消費税率改定時以外に手数料の見直しは行っておりません。

②私は、度重なる消費税の引き上げに伴い、市民の負担増となる料金改定を実施することができなかったものと判断をしています。そこで、家庭系ごみ収集の委託料の積算方法と令和元年度から令和5年度の引き上げ率について伺います。

【答弁】一般廃棄物収集運搬委託業務は収集車1台当たりの1カ月経費を算出し、「燃やすごみ」や「燃えないごみ」、「資源プラスチック」など収集運搬に必要となる車両台数を乗じて積算しています。内訳としましては人件費、福利厚生費、管理費、減価償却費、諸経費等で構成され、それらを総じて設計額としています。

それにより、令和元年度と令和5年度の設計額を比較しますと約2.7%上昇しています。

③し尿汲み取り料金は消費税分しか引き上げがなされていないのに、ごみの収集委託料は消費税を除いて2.7%増額となっています。次に、平成17年度以降の手数料条例に基づくし尿収集運搬

手数料の徴收件数と金額について伺います。

【答弁】手数料条例に基づく、徴收件数と金額につきまして、記録として確認ができる平成19年度以降でご答弁申し上げます。

当時、市は、体育施設や公園などの公共施設を対象に直営で汲み取りを行っており、

- ①平成19年度、20件、1,460千円
- ②平成20年度、22件、1,447千円
- ③平成21年度、27件、1,942千円
- ④平成22年度、26件、2,122千円 という実績となっています。

また、この外に大雨などによる災害時の緊急対応として許可事業者に収集委託を行っており、その件数と金額については、

- ⑤平成30年度、49件、225千円
- ⑥令和2年度、91件、448千円
- ⑦令和4年度、20件、124千円
- ⑧令和5年度、197件、1,208千円 という実績となっています。

なお、これらは、災害に起因する汲み取りのため、手数料は減免しています。

(3) 市が手数料を定めるのは違法では

まず、直営が残っていたH22年度までは手数料条例に基づき市が市民から手数料を徴収していたが、H30年度以降は、市の手数料条例に基づく市民からの徴収実績がないこと。さらに、委託で実施しているごみ収集では、原価計算法方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的な委託料を算出して契約してきたことが明らかとなりました。

①素朴な疑問ですが、浄化槽汚泥や事業系一般廃棄物の収集運搬手数料が条例に規定されていないのはなぜか伺います。

【答弁】浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより毎年一回、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければなりません。浄化槽の清掃については、許可を持つ浄化槽清掃業者に委ねられるため、引き抜いた汚泥の収集運搬についても同時に許可業者が実施しています。

また、事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物は、排出元である事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

よって、これらについては、市での収集運搬を想定していないため、手数料を定めておりません。

②市での収集・運搬を想定していないという見解は誤っています。廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬は市町村が実施するのが原則で、中津市では収集・運搬が困難であるという理由で許可性をとっているはずで

正確には、浄化槽汚泥や事業系一般廃棄物の収集運搬手数料が規定されていないのは、市が直営若しくは委託で実施していないからです。

市がし尿汲み取り手数料を徴収する根拠として、市が直営又は委託によって収集を行う場合は、

地方自治法第 228 条第 1 項において、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。と規定されています。

収集業者が手数料の金額に縛られる法的根拠は、廃棄物処理法第 7 条第 12 項の「許可を受けた者（一般廃棄物収集運搬業者）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法 228 条第 1 項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。」という規定に基づいています。

別紙資料の 1 ページの行政事例では、「し尿については、すべて許可業者で収集および運搬を行なっている場合に、し尿の収集および運搬の手数料については条例化できないと解せられるが如何」との問いに「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできない」旨の回答があります。

そこで、し尿の収集実態がなく、手数料を条例で定めている行為は違法と考えますが如何ですか。

【答弁】 現在、市が恒常的に行うし尿収集運搬はありませんが、災害時等の緊急対応として市が直接、あるいは、委託により、し尿収集運搬業務を行う必要があるため、手数料を条例で定めております。

(4) し尿汲み取り料金の適正化

①平成 4 年、旧中津市において、直営から許可制に移行した際には、公園等のし尿収集を直営で実施するために手数料条例を残したという経過があるはずですが、他市でも同様の考えで残している市があります。全面許可となった段階で手数料条例を廃止しなかった理由は、

【答弁】 市内全域を許可業者が収集運搬するようになりましたが、災害などによる緊急対応時には、市がし尿の収集運搬を行う必要があるためです。

②同法第 7 条第 12 項の「市が定める手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。」という規定は、市が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に住民に不公平をきたさないように料金を定めたものです。」市の手数料の徴収を伴う収集実態がないにもかかわらず、今後も手数料条例の規定を残し、業者の料金設定を制限し続けるのか伺います。

【答弁】 災害により、被災した家屋等のし尿汲み取りについては、迅速な対応が求められることから、必要な都度、市から許可業者に委託して、汲み取りを行っています。こうした場合は、条例に基づき手数料を算定するため、手数料条例の規定が必要です。

③では、令和 6 年度一般会計予算の歳入では、し尿汲み取り手数料が予算計上されていません。令和 5 年度以前も同様です。通常は 1000 円予算を計上するのが一般的です。予算化がされていないということは、手数料条例に基づき手数料を徴収することは想定していないと言えます。

さらに、災害時のし尿汲み取りについて、市民からの手数料の徴収実績がないのに手数料を定めるのは地方自治法の主旨に反します。そこで、廃棄物処理法の主旨にそって「し尿収集業者」に料金設定をゆだねるべきと考えますが如何ですか。

【答弁】市は、災害時等の緊急対応などにおいて、市が直接、あるいは、委託により、し尿収集運搬業務を行う必要があるため、手数料を条例で定めております。

条例で規定する手数料と許可業者が受け取る料金の関係については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項において、「許可事業者は、条例で定められた手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。」とされており、許可事業者が任意に、条例で規定された手数料の額を上回る料金を設定することはできません。

④廃棄物処理法逐条解説では、「許可を受けた業者が市民から受け取る料金は、原価計算法方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとするのが望ましい。」としています。そこで、し尿汲み取りの全面許可制をとっている弘前市や秋田市、青森市の例により、適正な料金を審議会等で決定し、料金の目安を示すべきではと考えますが如何ですか。

【答弁】今後、一般家庭における、公共下水道や合併処理浄化槽などを使用した場合の経費負担の状況、また、近隣他市の改定状況などを調査し、適正な手数料水準の検証を行ってまいります。

(5) 旧下毛と旧中津市の汲み取り料金の是正に向けて

① 旧中津市の汲み取り手数料は、85円/10L(1L当たり8.5円)、旧下毛は192円/18L(1L当たり10.7円)となっています。燃やすごみや燃えないごみの手数料は同額なのに、なぜし尿の料金に格差があるのか伺います。

【答弁】し尿収集運搬に係る手数料については、旧中津市と旧下毛郡の合併協議の際にそれぞれの手数を引き継ぐこととなりました。合併以降も、収集作業を行う地域の地理的な条件や作業効率などを勘案し、当時の手数料体系を現在まで継続しています。

②どこに住んでいても市内一律料金にすべきと考えますが如何ですか。

【答弁】し尿収集運搬に係る適正な手数料水準の検証と併せて、手数料体系についても協議してまいります。

(まとめ) 今回の一般質問で、し尿汲み取り手数料を市の条例で規定することの法的問題点や汲み取り料金の格差の是正が合併以降、なおざりにされてきた実態が明らかとなりました。早急な見直しを実施することを強く求めて次の質問に入ります。

2. 待ったなしの人口減少対策

人口減少の問題については、行政運営のみならず、市民生活全般に関わる重要かつ喫緊の課題となっており、その対策については、移住定住の推進だけでなく、出産、子育て、福祉、教育、雇用など様々な分野に関わる対応が必要です。中津市議会では、令和5年6月議会における自由討

議での議論を経て、7月5日に人口減少対策特別委員会を設置しました。設置以降、先進地の現地調査や議員間での討議、関係者との意見交換などを重ね、12月26日「まったなしの人口減少対策に立ち向かう提言」を市長に提出しました。今回の一般質問では、昨年12月に公表された人口問題研究所の将来推計人口で見えてきた課題を整理し、提言書が市政にどのように反映されているのかを検証していきたいと思っております。

(1) 人口問題研究所の将来推計人口の分析結果と中津市の課題は

昨年12月22日、国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年の推計人口では、な中津市の人口は2020年国勢調査の82,863人から69,547人、対2020年比83.9%と人口減少や少子高齢化が進むとしています。

①そこで、人口問題研究所の将来推計人口をどのように分析しているのか伺います。

【答弁】令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県別・市区町村別の将来推計人口によると、2020年と2050年を比較して、全国の6割以上の市区町村で人口が30%以上減少すると推計されています。その中で、中津市の人口は前回（平成30年）の推計と同水準を維持しており、2050年におよそ7万人（16%の減少）と推計されています。

これを年代別に見ますと、14歳未満の人口（年少人口）が約8千人、15歳～64歳の人口（生産年齢人口）が約3万7千人、65歳以上の人口（高齢者人口）が約2万5千人の内訳となっています。

年少人口、生産年齢人口は、全国の7割～8割の市区町村で2020年と比較して30%以上の減少となる中で、中津市は年少人口で27%、生産年齢人口で21%の減少となっており、特に、生産年齢人口の減少率は県内市町村で最も低く、比較的減少幅が抑えられています。その要因として、製造業を中心に若者の雇用が確保されていることに加え、近年、技能実習等の外国人人口が増加している状況が今回の推計にも反映されているものと考えています。

高齢者人口は2025年をピークとして2万5千人前後でほぼ横ばいとなっており、人口構成比率（高齢化率）は35.8%と、5%程度上昇すると見込まれています。ただし、この高齢化率についても県内市町村では最も低く抑えられています。また、このうち75歳以上の後期高齢者の人口は約1万5千人、人口全体の21%になると見込まれています。

②また、推計結果から見えてきた中津市の課題について伺います。

【答弁】今回の将来推計人口から見える課題としましては、まずは、年少人口の減少に歯止めをかけることです。生まれてくる子どもの数が増えなければ、人口減少を止めることはできません。子どもを安心して産み育てられる環境づくりをさらに進める必要があります。

次に、生産年齢人口の確保です。引き続き雇用の確保に努めるとともに、若者や近年増えている外国人の方などが暮らしやすい環境を整え、人を惹きつける力をさらに高めていく必要があります。

最後に、増加が見込まれる高齢者への支援です。支援を必要とする高齢者が増加し、エリアも広がっていくことが見込まれます。これにあわせたサービスの拡充と同時に、デジタル技術等も活用し、より効率的・効果的なサービス提供を考えていく必要があります。

(2) 特別委員会の提言以降の取り組み

別紙資料の 2 ページから 8 ページのグラフをご覧ください。私の分析では、2008 年推計以降、ダイハツ九州の進出、企業誘致の推進等の人口減少対策の効果によって、総人口や 0～14 歳人口の減少スピードが緩やかとなっていました。今回の推計 (2020 年国調データ) では、外国人人口が増加する予測により一見減少スピードが鈍化したように読み取れますが、実は人口減少のスピードは加速化していると言えます。特に、0～4 歳人口は、2005 年における 3,872 人 (749 人/歳) から 2050 年では 2,517 人 (504 人/歳) と激減し、少子化が急速に加速化します。少子化対策は待ったなしの喫緊の課題となっており、特別委員会が提言した施策の実施が急務と考えます。

そこで、12 月 26 日に市議会の提言を受け取った以降の市としての提言に対する取り組みについて伺います。

【答弁】 提言をいただきました 12 月 26 日に、早速、関係部署間で提言内容を情報共有するとともに、年明け 1 月には各部署において、提言内容に対する市の考え方や対応を整理いたしました。

令和 6 年度当初予算では、提言に沿った内容として予算へ反映させる、もしくは提言と予算のひもづけをして整理したものもあります。

また、体制についても、令和 6 年度から総合政策課内に「政策推進・人口減少対策係」を設置し、関係部署の人口減少対策に関する施策を一体的に進めるための体制を整え、施策効果を高めていきたいと考えています。

(3) 令和 6 年度当初予算における新規、拡充された予算

議会の提言書では、人口減少を克服する緊急 4 カ年計画 (R5 年度～R8 年度) の施策として、58 項目を提言しています。そこで、令和 6 年度当初予算において新規、拡充された予算と取り組みについて順次伺います。

①まず、提言の大項目 1. 「施策の立案、実施にあたっての考え方」として「移住・定住者数の年間目標の設定について」

・旧市町村ごとに将来人口推計を行うとともに、移住・定住者数の年間目標を設定し、その達成に主眼をおいた施策の推進を行うこと。等を求めています。これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】 移住者数の目標設定につきましては、第 5 次中津市総合計画において「中津市の移住支援制度を利用した市外からの移住者数」を指標として設定しています。これに該当する取り組みについては、県などが主催する福岡、東京、大阪での移住相談会やオンラインによる移住相談会で中津市の魅力や移住支援制度の PR をしています。

また予算については、市内全域を対象とした U ターン住宅改修補助金、旧下毛地域への移住者を対象とした移住応援給付金等の補助金や「お試し暮らし住宅」と「移住体験ツア

ー」という体験型プログラム経費を計上しています。

②次に、提言の大項目 2.「しごとづくり」として、「IT 企業等の誘致・就農支援の充実について」・旧下毛地域に IT 企業等の誘致を推進し移住・定住を促進するとともに、若年女性が働きたいと感じる魅力的な企業誘致を行うこと。

「雇用の促進・起業支援の充実について」

・新たな起業を支援する体制を作ること。等を求めています。これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】旧下毛地域への IT 企業等の誘致については、R3 年度に三光地域のショッピングモールに BPO センターを誘致し、女性を中心に 20 名程度の方が勤務しております。市では、県と連携して、情報サービス業等に対して誘致セールスを実施しています。また、未利用公共施設を活用した企業誘致につきましても、業種に限らず旧郡部の地域振興という観点からセールス活動を積極的に進めています。

次に、女性が魅力的に思う企業の誘致についてですが、総務省「労働力調査」によると、女性雇用者のうち『事務従事者』は 802 万人で、職業別では一番多くなっています。そのため、女性の雇用が多く見込めるオフィス業などにも誘致活動を展開しています。

新たな起業を支援では、創業意欲を持つ人が、確実な経営ができるよう「創業セミナー」や「女性起業家支援セミナー」を実施し、創業における学びの場を提供しています。また、資金面では、中山間地域での創業補助金、開業資金融資と信用保証料の補助などにより、創業時に必要となる資金調達を支援しております。

令和 6 年度には、「中津市女性起業 RICH プログラム」として女性起業家支援セミナーの拡充や「女性創業・起業支援補助金」を創設し市内での女性の起業・創業を促進します。

③次に、提言の大項目 3.「住まいづくり」として、「移住定住政策等について」

・空き家の適正管理や利活用などの施策を推進していくために、集落と行政とが連携して空き家バンク登録件数の増加施策を講じること。また、登録に関する情報提供など制度の充実を図ること。

・子育て世帯への「子育て応援住宅」などの施策を実施し、生活しやすい環境を創ること。

・地域住民と移住者をつなげるパイプ役として、市が「移住支援なかつ」の組織体制の強化や、移住コーディネーター、移住定住担当スペシャリストの育成により、移住定住支援体制の強化を図ること。等を求めています。これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】空き家バンクに物件を登録していく中で、生活情報を含め委託業者による自治委員への地域情報の聞き取り等を行い、空き家バンクの利用に必要な情報の収集・発信に努めています。また、空き家の所有者情報の収集についても、各支所・地域自治委員と連携し、空き家の掘り起こし等行っているところです。

登録に関する情報提供などの充実につきましては、空き家バンクのホームページのリニューアルにかかる経費を当初予算に計上しております。空き家所有者・利用者に対し、分かりやすく丁寧な情報発信・アプローチに努めていきたいと考えております。

子育て世帯については、順次市営住宅への入居ができており、今すぐ新たな制度が必要という状

況ではないと考えています。必要な環境整備につきましては、引き続き、今後の入居状況等を注視しながら対応してまいります。

旧下毛地域住民で構成されている「移住支援なかつ」は、令和4年度より、移住者と地元住民をつなぐ交流会の開催や、移住希望者向けに地域の行事や自治会ルールを記載した地域カルテの作成などに取り組んでいます。今年度は、移住支援に早くから取り組んでいる日田市のNPO法人リエラを視察し、移住支援活動のイメージを明確にし、今後の活動に活かしていくと伺っています。「移住支援なかつ」が移住された方や移住を考えている方の相談先となり、地域とのパイプ役として活動できるように、組織体制の強化などを支援していきます。

④次に、提言の大項目 4.「移動支援」として、「日常生活の移動手段の確保や遠距離通学の支援について」

・民間事業者との連携による多様な交通手段の活用を検討し、デマンドタクシーの導入等を行うこと。またスクールバスの運行や遠距離通学者に対する交通機関利用料の無料化を行うこと。等を求めています。これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】令和6年度は、三光地域や山国地域でのデマンド交通の導入や中津市公共交通計画の具体的な推進に向けたアクションプラン策定にかかる予算を計上しております。デマンドタクシーに限らず、交通手段を必要とする人のニーズに沿って市民の方に利用していただけるような施策を推進していきたいと考えております。

小学校では居住地から学校までの距離がおおむね4km、中学校ではおおむね6kmを超える児童・生徒の保護者に対し、通学に係る費用を補助しています。公共交通機関を利用する場合、小学校では月額千円を超える額、中学校では月額2千円を超える額を補助していますが、令和6年度より、保護者の負担をさらに軽減するため、定期代を全額補助する予算を計上しています。

高校の遠距離通学者への支援としましては、旧下毛地域から市内や隣接する市町の高校に、公共交通機関を利用して通学する際の年間定期券金額の一部を補助しています。これは年間定期券金額から保護者に負担して頂く額を超えた金額を補助するもので、令和6年度は、この負担額を8万円から5万5千円に引下げ、市補助金を拡充する予算を計上しています。

⑤次に、提言の大項目 5.「婚活支援」として、「マッチング支援の体制の強化について」

・出会いサポーターの募集を行うとともに、マッチング相談窓口(常設)の設置を行うこと。等を求めています。これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】婚活支援としましては、市内の団体等と共催で婚活イベントを開催しており、開催費用の一部を市が負担しております。包括連携協定を結んでいる企業等との連携をさらに強め、婚活イベントの開催拡充に取り組むことで出会いの場の更なる創出に努めます。

また、大分県が行う会員制マッチングシステムである「OITAえんむす部出会いサポートセンター」への入会・更新登録料の助成に取り組んでおります。現在、オンラインによる婚活の需要が若者を中心に高まっていることなどから、AIを活用した婚活支援とし

て、時代を捉えた新たな出会いの形として期待しているところです。

⑥次に、提言の大項目 6.「まなびの支援」として、「こども支援・教育支援について」

・子ども医療費の無料化や学校給食の無償化、奨学金返済支援、移住時の補助、子ども 3 人以上の家庭への補助などを具体化していくこと。

・女子ターンや家族連れの移住奨励金の支給を検討すること。

・県外に居住している単身女性が定住を目的に本市に転入する際の女子ターン奨励金をつくること。

「子育てサポートについて」

・妊娠出産後も働きたいニーズに応えるためのサポート体制を整えること。等を求めています
が、これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】子ども医療費の無料化について、令和 6 年 4 月より子ども医療費の助成対象を高校生等まで拡大するための予算を計上しています。なお、無償化については、当市は、24 万人医療圏を担う自治体として、医師会をはじめとする関係機関と協議の上で、小児及び救急医療体制の維持のためにも現在の一部自己負担金を納める形としています。

学校給食の無償化について、学校給食費につきまして、令和 6 年度は令和 5 年度同様、今般の物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯への支援として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市内の公立幼稚園、小・中学校、並びに保育施設に通う子どもを対象範囲として、2 人目以降について無償とするための予算を計上しています。学校給食費の無償化については、全国の自治体間でも課題となっており、現在、国において学校給食費の無償化の実現に向けて検討していることから、国の「こども未来戦略会議」の動きも注視していきます。併せて、市としても、市長会を通じて地域格差を生じることのないよう、国による公費負担の要望を引き続き続けてまいります。

奨学金返済支援について、市では、平成 29 年度に中津市保育士等奨学金返還補助制度を開始し、奨学金を利用して指定保育士養成施設等で保育士・幼稚園教諭の資格を取得し、市内の私立保育施設等に就職した方が、奨学金を返還するために要した費用の一部を補助しています。また、令和 3 年度には中津市保育士等就職応援金支給制度を開始し、市内の私立保育施設等に就職した新規採用保育士を対象に 1 人あたり 10 万円を支給しており、令和 4 年度は再就職する潜在保育士、令和 5 年度は市外在住の保育士まで対象を拡充しました。これに加え、令和 6 年度から奨学金返還補助制度の対象とならない保育士が 3 年以上就労を継続した場合に、20 万円を支給するための予算を計上しています。このような取り組みを継続的に実施することにより、将来保育士をめざす人材の増加や「即戦力」となる保育士の確保等、保育士不足の解消につなげていきます。

移住時の補助及び家族連れの移住奨励金について、旧下毛地域へ移住される方に対しては「移住支援金」と「移住応援給付金」の制度があります。

「移住支援金」は、大分県と市が共同して行う移住支援事業において、県外から旧下毛地域へ移住して就業又は起業等をしようとする方に給付するもので、2 人以上の世帯の場合は 100 万円を、単身世帯の場合は 60 万円を給付する制度です。令和 6 年度から、移住する子育て世帯への給付金額を拡充し、18 歳未満の方一人につき東京圏から移住した場合は

100万円を、東京圏以外は30万円を加算するための予算を計上しています。

「移住応援給付金」は大分県外から旧下毛地域へ移住した方や空き家バンク制度を利用して市外から旧下毛地域へ移住された方に対し、1世帯あたり20万円を給付するものです。こちら令和6年度から、移住する子育て世帯への給付金額を拡充し、18歳未満の世帯員を帯同して移住する子育て世帯の方には30万円を給付するように予算計上しています。

子ども3人以上の家庭への補助について、子育て世帯に対しては、これまで、本市独自の事業として、放課後児童クラブの利用料に係る多子世帯減免事業を実施しており、特に第3子以降のお子さんの利用料について、手厚く助成を行っています。また、令和6年度は、中津市子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業について、対象世帯のお子さんが3人以上の世帯の場合に補助上限額を増額できるよう、所要の額を予算計上しているところです。

現在、県外または市外在住の方が、3親等以内の親族が所有している家にUターンする際のUターン住宅改修補助金を交付しています。また、女子ターンの後押しとして、新規に「中津市女性起業RICHプログラム」として女性起業家支援セミナーを拡充し、新たに「女性創業・起業支援補助金」も創設することで、市内での女性の起業・創業を促進します。これにより、中津市にUIJターンし、起業したい女性の自分らしい生き方を応援します。

国の両立支援等助成金事業とは別に、市の独自事業として「中津市子育てと仕事の両立支援奨励金」事業を実施し、子の看護休暇制度を創設する企業の後押しを行っています。急にお子さんが病気になった場合などに看護休暇を取得できる環境を整え、仕事と子育ての両立を応援しています。本奨励金の額は1企業あたり10万円を予定しております。

また、就労要件を問わず保育施設を利用できる新たな制度「(仮称)こども誰でも通園制度」の試行的事業の実施など、多様な保育環境の充実を図ります。このような取り組みを通じて、今後も子育てと仕事の両立支援に努めてまいります。

⑦次に、提言の大項目7.「コミュニティづくり」として、「地域コミュニティの維持(構築)について」
・地域住民とのコミュニケーションの場を増やし、移住定住につながる受け入れる側のマインドの向上や勉強会の実施、検討を行うこと。

「旧下毛地域の暮らしなど充実した生活環境を求める政策について」

・過疎地域の医療を確保するため市直営の診療所を存続すること。

・中津日田高規格道路IC周辺地域の住みやすい環境整備や道路整備を行うこと。等を求めています。等が、これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】地域住民で構成されている「移住支援なかつ」が、移住者と移住者を受け入れる側となる地域住民の方々のサポーターとして持続的に取り組んでいけるよう、市「移住支援なかつ」と連携、協働して地域住民への理解に努めてまいります。

今後の市直営の診療所における地域医療のあり方については、昨年12月より関係機関(中津市民病院、関係する支所、中津市医師会)と事務協議を行っています。高齢化などに伴い、旧下毛地域の人口減少が進んでいる現状を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制

を確保する必要があると考えております。

中津日田地域高規格道路につきましては、市民・経済界・行政が一丸となり、一日も早い全線開通に向けた取り組みが第一です。IC周辺地域の住みやすい環境整備や道路整備については、中津日田道路の進捗を踏まえ、開通後の効果が地域の発展につながるよう、民間を含めた周辺環境の整備状況を、まずは注視してまいります。

⑧次に、提言の大項目 8.「情報発信」として、「魅力の情報発信について」

・中津市の魅力（自然、食の豊富さ、立地の利便性など）や豊富な資源が伝わるよう広報、発信を行うとともに、ふるさと教育を徹底すること。等を求めています。これに該当する取り組みや予算等について伺います。

【答弁】大分合同新聞への広告掲載やFM大分やFMなかつでの放送などに係る経費を予算に計上して毎年取り組んでいるほか、報道機関へのプレスリリースや各種ウェブサイトへの情報提供などを積極的に行い、情報発信に努めています。

ふるさと教育については、地域の方やなかはく学芸員を招いての講話や小学6年生の「まちなみ歴史探検」のほか、市内小学校5・6年生、中学校1・2年生を対象にした「わんぱく！たんけん中津」など、「将来、中津に住み続けたい」「一度中津を離れてもまた帰って暮らしたい」といった中津に愛着ある子どもたちを育てる取組みを実施しています。

併せて、「学びんぴっく」として、市内の小・中学生を対象とした検定事業も実施しています。独自で作成した「公式ガイドブック」を児童・生徒に配布し、中津市の魅力を幅広く（地勢、産業、歴史、文化等）学ぶ機会を提供しています。これらの各種ふるさと教育に関する取組みについて、必要経費を予算計上しているところです。

(4) 提言を踏まえた今後の展開

最後に、まったなしの人口減少に対処するため、引き続き「緊急4ヵ年計画」に掲げた施策を総動員して事業を展開されることを強く求めたいと思いますが如何でしょうか。

【答弁】人口減少は、日本全体が抱える問題であり、中津市よりも深刻な状況にある市町村も多くある実情の中で、1市町村においてこれさえ実施すればよいという特効薬のような施策はないと考えております。

また、人口減少対策の施策効果は、数年で直ちに現れるものではないため、生まれてきた子どもたちが大人になるまでの20年、30年という長期的な視点で、地道に取組みを重ねていくことが必要であると考えています。

将来の中津市のために必要な施策を、提言も踏まえ、幅広い分野で検討・構築し、国・県などとも連携しながら、一体的に進めていきたいと考えています。

【まとめ】確かに、人口減少対策の施策の効果は、20年、30年先に現れてきます。それは総数人口に対する効果の出現であって、移住、定住施策の取り組みによる出生数や児童数の効果は2、3年で現れてきます。別紙資料の4ページの0歳から14歳人口推計のとおり、頑張りは増加するし、

気を抜けば減少してきます。対策を先延ばしにすると人口減少のスピードはますます加速化していきます。今、まさに待ったなしの人口減少対策と言われるゆえんです。

市議会の人口減少対策特別委員会としては、引き続き先進地の視察や緊急4ヵ年計画の見直し等を含めた調査・研究を行うとともに、計画の進行管理を行っていくこととしております。人口減少・少子高齢化を抑制するとともに、その影響を最小限に抑えるための施策の更なる実施を強く求めて一般質問を終わります。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日、中津市議会が公表するものでご確認ください。